

国語科書写・芸術科書道の教育課程及び教科書における「文字文化」に関わる指導についての研究

加藤 泰弘（東京学芸大学教育実践創成講座）
○草津 祐介（東京学芸大学美術・書道講座書道分野）
菅 俊輔（東京学芸大学附属小金井中学校）
石井 健（東京学芸大学美術・書道講座書道分野）
荒井 一浩（東京学芸大学附属高等学校）
押野 加奈（東京学芸大学国際中等教育学校）
代表者連絡先：ykato@u-gakugei.ac.jp

【キーワード】 芸術科書道 国語科書写 文字文化 教育課程

1 はじめに

現行教育課程の基本的な考え方の一つに、グローバル社会が一層進展する中で、多様な国々の文化の理解を通して、多様性を尊重する態度の育成を図ることが示されている。その前提として、わが国や郷土が育んできた伝統や文化への深い理解と、それに立脚した広い視野をもち、各教科等の学びを通して、見方・考え方を広げていくことが求められる。日本語の書き言葉は、漢字・平仮名・片仮名という三種類の文字を交えて書くという漢字仮名交じり文であり、世界でも類例のない豊かな「文字文化」を有している。国語科書写や芸術科書道の現行学習指導要領において、この「文字文化」についての学習の充実が図られ、生活や社会における「文字文化」に豊かに関わる資質・能力の育成を図ることが重要となっている。「文字文化」とは、手書き文字にとどまらず活字など、身のまわりに広がる多様な文字であり、生活や社会における文字の役割や意義について考えるなど様々な要素が含まれている。この「文字文化」が書写・書道教育全体を貫くキーワードとなっている。

本研究では、歴史的視野から近年、「文字文化」についての学習の充実が図られてきた経緯を明確にし、教科書や指導書等にどのように反映され、また、現場では、どのような取組が行われているかを調査・検討していく。

本プロジェクトは、現行学習指導要領における教育現場での「文字文化」に関する指導の充実、大学教員養成課程、教職大学院における授業改善に資するとともに、今後の中央教育審議会教育課程部会に設置される教科別WGや、次期学習指導要領改訂に向けた議論に対する知見を提供することを目的とする。

2 本プロジェクトの内容

（1）現行教育課程の実態の検討

日本の芸術教育（一部、国語を含む）教科・科目の構成は、小学校から高等学校に至る教育課程において、音楽は「音楽」→「音楽」→「芸術科音楽」、また、美術は「図画工作」→「美術」→「芸術科美術」（または「芸術科工芸」）というように、一貫した芸術教育として展開していく。一方、書写・書道教育は、小・中学校では「国語科」の域である「書写」、高等学校が「芸術科書道」という構造となっており、一貫した芸術教育として位置付けられていない。国語科から芸術科という教科ま

た、育成を目指す資質・能力にも違いがあり、目標も異なることから、両者の円滑な接続を図ることが課題として指摘されてきた。

書写の国語科における位置付けの変遷は図1に示すとおりである。「書写」は従前では、「書くこと」や「表現」の一領域に位置付けられ、中学校では「表現」として指導事項に「美しさを感じ取ること」が示され、高等学校の「芸術科書道」への接続を重視した内容となっていた。1977（昭和52）年、小学校において「言語事項」に位置付けられ、小・中学校の学習の一貫性を重視する観点から、1989年、

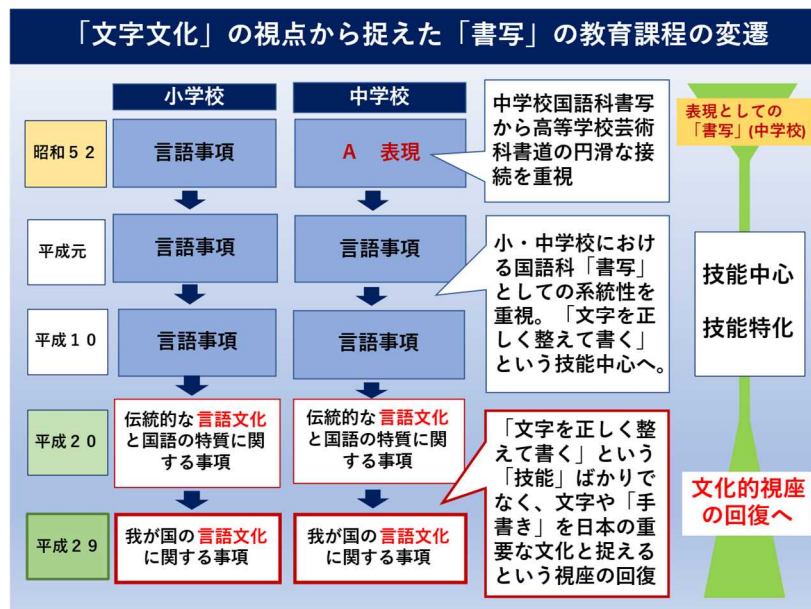


図1 書写の位置付けの変遷

中学校も「言語事項」に位置付けられることとなった。これにより、「文字を正しく整えて（速く）書くこと」という技能習得が学習の中心に置かれることとなる。一方、2017・2018（平成29・30）年改訂の学習指導要領では、国語科書写や芸術科書道において、「文字文化」及び「書の伝統と文化」についての学習の充実が図られ、生活や社会における「文字文化」に豊かに関わる資質・能力の育成を図ることが求められる。

現在、国語科書写の授業において、字形・配列指導への偏重が見られ、本来の言葉（文字）を書くことが、点画を書くこととなり、教材文字にそっくりに近づけることが児童・生徒の目標となっている場合がある。これは、書写が30年以上にわたり「言語事項」に位置付けられ、技能習得中心となったことに起因していると考えられる。児童・生徒がなめらかに手書きできるよう運動面（運筆指導）に視点をあてた授業の充実を図るとともに、特に小学校高学年から中学校にかけては、手書きの多様性（書きぶりは異なる）や手書きのメッセージ性に視点をあてた教育課程の改善が必要ではないかと指摘した。これにより、高等学校芸術科書道への円滑な接続、国語科の「言語文化」との関連がより一層図られることになると考えられる。

（2）高等学校国語科「言語文化」の教科書における「文字文化」の取り扱い

平成30年改訂の高等学校学習指導要領（国語）では、これまでの「国語総合」から、必修科目として「現代の国語」と「言語文化」が位置付けられた。このうち「言語文化」については、「知識及び技能」の指導事項に「時間の経過や地域の文化的特徴などによる文字や言葉の変化について理解を深め、古典の言葉と現代の言葉のつながりについて理解すること」と示されている。これまで、高等学校学習指導要領（国語）において、「書写」について明確に記載はなく、中学校での学習内容を深めたり発展させたりする内容が、取り上げられたことは、新たな方向性といえよう。一般社団法人「教科書協会」によれば、「言語文化」の教科書は、九社から十七冊発行されている。このなかで「文字文化」を積極的に扱っている教科書は凡そ9冊にとどまる。「言語文化」の中に理解を図る内容として「文字文化」が示されているが、各教科書における対応には相当の差がある。これらを踏

まえた現場での取り組みを収集・分析し、次期学習指導要領改訂に向けて改善・充実の方策を検討する必要がある。

（３）大学、附属学校における「文字文化」に関わる教育実践の課題

・大学における教員養成においては、学習指導要領において、学習指導にあたって専門的な知識が求められる内容が拡充されたにもかかわらず、教員免許法上、大学の教員養成課程における中学校国語の教員免許を取得する際に必修となる書写・書道関連の授業は、依然として「書道（書写を中心とする）」の２単位のみである。また、この「書道（書写を中心とする）」は国語科書写で取り扱う硬筆（鉛筆、シャープペンシル、ボールペン、サインペンなど）と毛筆の実技を取り扱う授業科目に位置づけられており、本来的には、その背景となる書学・書道史にかかわる内容や指導法は含まれない。このうち書写の指導法については「中等国語科教育法 ～ 」のなかに含まれていなければならないが、現実的には書写の指導法に関する内容を欠いて運用されていることも多い。

・高等学校芸術科書道においては、手書き文字に限らず書籍などの活字や日常生活で触れる様々な表示の類や店舗の看板、デジタル機器で扱われるフォントなどの多様な文字や表現の在り方に関心を抱かせることで、芸術としての表現の多様性に目を開かせ、高等学校芸術科書道への橋渡しを意図しているであろうことは理解する。しかし、手書き文字には「運動」の軌跡が内在していると認められるのに対して、多くのデザイン文字にはそれが見出せないことである。生徒にとっても自分自身の手書き文字とそのようなデザイン文字を比較した場合、多くはデザイン文字の方を美しいと感じてしまう。確かに活字のようにデザインされた文字は可読性に優れている。手書きではなかなか表現できないほどフォントサイズを小さくしていても読むことができる。デザインされた文字に魅力を感じてしまうと、文字を手書きしているにも関わらず、ある意味無機質なデザイン文字に近づこうとする意識が現れてくる。特に毛筆を用いた学習活動においては顕著で、その機能性を見失い、自然な運筆のリズムを追うことができず、結果的に「効果的に文字を書く」という目標から遠ざかってしまうという実態がある。一方、手書き文字の未来について考えることは有効であると考えられる。二〇世紀後半に始まったデジタル社会において、文字文化は大きな変動期を迎えた。手書き文字という概念も大きく捉え直すことが求められた。その中で手書き文字がどうなっていくのかを考えていくこと自体に大きな意味が存在すると言えるだろう。

・中学校においては、まず、国語科「書写」の、現行の学年ごとに示された実施時数を鑑みると、国語科「書写」として単独の授業設定されている場合、どうしても実技の内容に多くの時間を割かざるを得ない。「文字文化」に関する授業実践を行うとすると、国語科「書写」に配当される時数で、充実した実践を実現していくには現実的に無理があり、国語科内での時数の補填ややりくりが必要となる。また、そもそも国語科「書写」は、国語科の一領域であり、国語科の他の学習過程とも密接に、かつ具体的継続的に連関、往還されるべきものである。国語科での様々な学習をふまえて、そこから得た「言葉」や「文字」に関する知識や理解を応用・汎用して、国語科「書写」の授業が実践されたり、逆に国語科「書写」で学んだ「文字」や「書字」に関する知識・理解を応用・汎用しながら国語科の授業が実践されたりするのが、本質的な理想の形態ではある。しかしながら、授業の担い手として専門性を問わざるを得ないという事情があるということを検討したとしても、現実的には多くの現場で、国語科と国語科「書写」が実態として分離し、担い手も別の教員である状態にあるといつて過言はないだろう。

(4) 中華人民共和国における「文字文化」の取り扱い

中華人民共和国においては、二〇一三年に制定された『中小学書法教育指導綱要』において、漢字と書法は中華民族文化の宝と位置づけられ、書法教育においても漢字文化、書法文化の教育が始まっているといえる。日本における文字文化に相当するものとして、中華人民共和国では漢字文化、書法文化といった呼称が用いられる。中華人民共和国の文字文化に関わる法規、指導綱要、課程標準を分析し、「文字文化」の法規上の位置づけを明確にし、文字文化の教材の一部を取り上げ、分析を行った。

(5) 台湾の教育課程と教科書分析

共同研究者の草津祐介（書道分野）は、科学費補助金「東アジアにおける書教育に関する教員養成学構築のための比較研究」(21K02485)において、中国・韓国の書教育の教科書の比較研究を展開している。令和5年度は、日本の教育課程を遠望する基礎として、台湾の小学校における書法教育教材『國民小學書法』の分析を行った。台湾では書法に関する検定済教科書がないため、蕙風堂筆墨有限公司出版部発行の『國民小學書法』を対象とした。同書はそのタイトルから、また裏表紙に「國民小學 年 班 座號： 學生： 教師： 老師」と名前を記載する欄があることから、さらに国立台湾師範大学美術学系の書法教育を担当されている林政榮専案助理教授へのインタビュー調査（2023年8月10日実施）によっても教科書に準じるものとして扱われていることが確認できている。同書は合計8冊からなる。各課の基本的な構成は、知識を学ぶ教材として文章が最初にあり、その後に技能を学ぶ教材として九成宮醴泉銘がある、文章教材は一つひとつが非常に長文であり、技能教材は左に九成宮醴泉銘の単字が配置され、右側に九成格で補助線が示された臨書見本の文字が掲載されており、特徴的な構成となっている。本研究においては、主として構成や同書で意図されている学習過程に着目し、中華人民共和国小学校において使用されている『書法練習指導』との比較分析、日本の高等学校において使用されている芸術科書道の検定済教科書との比較分析を行っている。

3 成果と課題

書写が国語科の「我が国の言語文化に関する事項」に位置付けられ、小・中学校国語科書写を通して、書写を文化と捉える視点が回復している。小学校では「書初め」が学習指導要領解説に明記され、中学校では「文字文化」の学習の充実が図られている。高等学校では、国語科の「言語文化」が新設され、「文字文化」の学習について、中学校国語科書写との関連を図ることが示されている。また、中国や台湾の書法教育における文化的学習の充実について参照した。これらを踏まえ、今後の教育課程の改善の方向性を指摘しておきた。

○毛筆指導においては、課題文字にいかに近づけるかという字形中心の指導からの転換を図り、「なめらかに手書きする」という運筆指導に視点をあてた学習の工夫・改善を図る。

○国語科書写の学習においては、書き手の数だけその書きぶりが存在するという「多様性」という視点からの学習内容の充実と改善を図る。

○身の回りに広がる豊かな文字文化への理解に加えて、文字の役割や手書きの価値や意味を考える学習の充実を図ること。文字文化という視点を、小学校までおろし、中学校においては、表現という視点から改善を図り、高等学校芸術科書道への円滑な接続が求められる。